

年金改革前の中国都市部における公的年金制度の適用対象と給付水準¹⁾

—1995年都市部家計調査データに基づく考察—

何 立新

■ 要約

1995・97年の中国都市部における年金改革には適用対象の拡大と給付水準の引き下げが組み込まれた。このような改革の背景には、年金制度における適用対象と給付水準に関する二つの通念があった。一つは95・97年の年金改革前は制度のカバー率が高くないため適用対象拡大により年金財政状況を改善できるというものであり、もう一つは所得代替率が高すぎるので給付水準を引き下げるべきという通念であった。ただし、これらの通念は中国全国のマクロデータに基づくものであり、地域別・職種別・男女別・世帯ごと等、ミクロ的な視点からの裏付けがあるとは必ずしも言えない。そこで、本稿はミクロデータとしての1995年都市部家計調査を用いて、中国の年金制度の適用対象と給付水準に関するこの二つの通念を検証した。その結果、95・97年の改革前でも都市部人口の70%以上が年金制度の適用を受けており、給付水準については統計的に有意な格差が見られた。本稿の分析により今後年金改革を進めるための前提条件を明らかにすることができた。

■ キーワード

中国、年金改革、給付水準、国有部門、集団所有部門

I はじめに

人口の高齢化が世界的な傾向になる背景の中、世界銀行(World Bank 1994)は「三つの柱からなる年金制度(Three Tiers Social Security System)」という年金改革の方向を打ち出した²⁾。中国はその影響の中で、1995・97年の公的年金制度改革を実施した。改革による一番大きな改定は、公的年金制度の財政運営に賦課方式と積立方式を併せもつ、すなわち複合型財政方式を導入したことである。この改革は複合型年金財政方式を採用した先駆的な国家的な実験と言えると同時に、働く人々に影響を及ぼし、進行中の国有企業改革にも深くかかわっている故に、世界の関心を集めている。

財源、適用対象、負担と給付を念頭において1995・97年の年金改革の内容とそれ以前の制度

の変遷を端的に整理したのが表1である³⁾。適用対象と給付水準は、同表に見られるようにしばしば変更を受けてきた。これらは公的年金制度を構成する重要な内容であるが、それをどう設定するかは、年金制度の財政状況とマクロ経済に影響を及ぼす⁴⁾。この二つの基本内容について中国では以下のような通念があった。一つは改革前の年金制度における適用対象は主に国有部門と一部の集団所有部門に限られ、その他の部門の人が適用されておらず、制度のカバー率が高くないため、カバー範囲の拡大によって年金財政状況を改善できる⁵⁾、もう一つは改革前の年金制度における所得代替率が高すぎるため、給付水準を引き下げるべきという通念であった。例えば趙(2001)は東欧の移行経済国において年金制度は既に人口の多数をカバーしているため、カバー範囲の拡大を通じ

て年金財源を調達することができないが、中国はそれと異なり、年金制度の「カバー率」がそもそも高くないので、カバーされていない人々を年金制度に加入させることによって年金給付の支給義務が分担され、財政状況を改善させる選択肢があると分析している。また国務院発展研究センター(2001)は「中国における年金の平均代替率は一貫して80%以上であり、多くの国々の40~60%を大きく上回っている。それが年金財政を圧迫した」と指摘した。宋(2001)第2章は「1990年代初頭になっても中国の年金所得代替率は依然として85%という高い水準であり、世界中の公的年金制度の中で一番高い」と述べた。そうした背景の中で、1990年代半ばから展開されてきた年金制度改革には適用対象を都市部すべての企業従業員まで拡大する目標と、新たに公的年金に加入する人に対し、新しい給付制度が適用され給付水準を切り下げる改革案が組み込まれた。労働・社会保障部(1998)によれば改正後の年金制度は所得代替率が58.5%に相当する給付を提供するように設定している。一般に新しい制度の所得代替率は60%であると言われている。

中国では統計制度の不整備などで、賃金のような重要な計数でも男女別、年齢階層別のマイクロデータが得られず、全体の平均値しか分からないため、この平均値をもとに議論や政策判断がなされている。上記年金制度におけるカバー率と所得代替率についての通念も例外ではない。そこでこの二つの通念に対し、以下のような疑問が生じる。

1. 適用対象は国有部門と一部の集団所有部門に限られ、他の部門の人々が適用されていないといっても、カバー率が低いと言う結論に直結していいのか、改革前のカバー率は一体どのくらいあるか。
2. どうして1990年代後半に予想通りに年金財政が改善されず、かえって悪化の一方で年金支給が延滞する地域さえ現れたのだろうか⁶⁾、仮にカバー範囲の拡大を通じて年金財政状況を改善する道が

残っていれば、カバー率を拡大する前提条件は何だろうか。3. 年金の所得代替率は、計算方法が国際間で比較が可能とすればいくらとなるか、また一言で高いといっても地域間・男女間・職種間・所有形態間に、格差があるか、あるとしたらどれほどであるか、それを無視して所得代替率を一律で60%まで切り下げることは適切であるのだろうか。4. 所得代替率という指標だけでなく、高齢者の所得実態と基礎的な消費支出面からみると公的年金の給付水準がどうなるだろうか。これらの疑問を解明することは、1995・97年年金改革の政策効果を評価することとこれからの年金改革の再考に手掛かりを提供するうえで、非常に有意義な作業となる。またこれらの問題を解明するにはマクロデータのみならず、マイクロデータによる分析が重要である。

そこで、本稿はマクロデータのほかにマイクロデータとしての1995年中国都市部家計調査(以下1995調査と称する)データを同時に用いて上記設問に答え、年金制度における適用対象と給付水準に関する通念を検証し、これからの年金改革を考える上で認識しなければならない前提条件を明確にする⁷⁾。特に給付水準について個人ベースと世帯ベースの両面から考察する。次節以後の本稿の構成は以下の通りである。IIでは関連する先行研究を整理した後本稿の特徴を述べる。IIIでは1995年の都市部人口構成と年金受給者構成の二つの視点から、改革前の年金制度の適用対象を明らかにし、カバー率を推計する。IVにおいては個人ベースで所得代替率をILO方式と地域別、職種別、勤務先所有形態別、男女別に調べる。そして中・高齢者の所得実態を調べることによって老後所得保障における年金給付水準の意味を考える。Vでは世帯ベースで年金受給額の消費支出額に占める割合を調べることによって、家計における年金給付水準の意味を考察する。VIでは今後の研究課題と関連付けて調べた結果とその含意を述べる。

表1 中国都市部における公的年金制度の変遷(1950s～)

項目	財源調達	適用対象	負担	給付
第一段階 設立 (1951年～1965年)	賦課方式。企業部門につき使用者のみ賃金総額の3%を保険基金として拠出。組合で管理運営。基金のうち30%は全国プールのため上級組合に納付、70%は基礎組合に管理運営されたり。	従業員100人以上規模のすべての企業従業員、官公庁部門職員 ²⁾ 。1958年『暫定規定』により、国有部門従業員に限定された。 ³⁾	企業と国家より負担し、個人は負担しない理念に基づき、個人拠出はなかった。	確定給付。退職時賃金のx%（一般に50%～70%。企業部門と官公庁部門につき、当初年金受給資格と給付額は別々に設定されたが、1958年『暫定規定』により統合された。）
第二段階 企業保険への変容 (1966年～1976年)	賦課方式。企業ごとに年金会計を行った。ただし年金支出は企業の営業外支出として経営コストから差し引かれるので、実質上の地方・国家財政負担となった。	国有部門従業員。具体的に国有企業従業員、官公庁部門職員を含む。	企業の保険料拠出は中止された。個人拠出もなかった。	同上。
第三段階 改革の開始期 (1977年～1990年)	基本的に第二段階と同じであるが、実験的に年金会計の地域プール化を導入した。	主に国有部門従業員に集中したが、1984年『規定』により、集団所有部門の従業員も適用対象となった ⁴⁾ 。また、私営・外資・合併企業に対し関係規定・条例が打ち出されたが、現に加入する企業は少なかった。	企業の新規契約従業員に対し、企業側は雇用者賃金の15%、雇用者側は本人賃金の3%を年金保険料として拠出する。企業元の従業員と官公庁部門の職員は拠出をしない。	確定給付。1978年の『暫定弁法』 ⁵⁾ により、企業部門と官公庁部門はまた分離され、異なる年金受給資格と給付額が適用された。一般に企業部門は退職時賃金の50%～75%、官公庁部門は60%～80%。
第四段階 新制度の確立期 (1991年～1999年)	1991年『決定』によって賦課方式の基本養老保険制度を設立。市県(市町村)レベルから省(県)・全国レベルまでの年金会計プール化を目指した ⁶⁾ 。1995年『通知』と1997年『決定』により、基本養老保険制度を賦課方式と個人年金勘定を混合した新制度への移行に踏み切った ⁷⁾ 。	あらたに設立された混合式の基本養老保険制度は都市部における企業部門従業員のみ適用する。ただし、実際に新しい制度に加入する企業は国有企業一番多き、その次は集団企業であり、その他の企業(私営、外資等)は少ない。	企業に対し賃金の28%(使用者20%、労働者8%)を拠出。そのうち11%は個人年金勘定に計上、残りの17%は基本養老保険基金にプールする。また28%はガイドラインであり、具体的な保険料率は地域によって異なっている ⁸⁾ 。	加入年数満15年の新制度加入者は、毎月前年度地域平均賃金の20%+個人年金勘定残高の1/120の給付が受給できる。新制度が実施する前に就職、実施する後退職、加入年数(見なす年数を含む)満15年の加入者は移行期給付も支給される。新制度が実施する前に退職した人は元の通りである。
最近の動き (2000年～現在)	2001年7月1日より遼寧省で2000年『試行方案』を実施し始めた ⁹⁾ 。この試行案は個人年金勘定に積立する割合は保険料の11%から8%に下げ、基礎年金給付は加入年数によって最高前年度地域平均賃金の30%受給できるようになった。また、プール用年金基金と個人年金勘定積立金は完全に分離され管理するようになった。その他、2000年に企業補充養老保険を「企業年金」に名称変更した。また2002年8月に労働・社会保障部の権威者は「基本養老保険における個人年金勘定を企業年金に合併し、長期的には老後保障の構造は公的年金30%、企業年金50%、個人貯蓄20%との目標に設定する」考えを示した。			

- 注: 1) 当初実施された保険は年金、医療、労災、生育を一括した労働保険なので、この基金は年金のほかに医療保険等の基金でもある。
- 2) この官公庁部門は中国語では「国家機関・事業単位」という。行政機関の職員と非営利事業団体の職員を含む。以下では、行政機関・非営利事業団体のことを官公庁と称する。官公庁部門と企業部門の分類のほかに、資産の所有形態によって国有部門、集団所有部門とその他部門の分類もある。国有部門(State-owned Units)は資産所有権が国に有する経済組織を指す。『中国人民共和国企業法人登録管理条例』に基づき、登録した非会社制の経済組織および行政機関、非営利事業団体も含まれる。集団所有部門は、本稿では都市部集団所有部門(Urban Collective-owned Units)のことで、資産所有権が集団に有し、『中国人民共和国企業法人登録管理条例』に基づき、登録した経済組織を指す。その他部門は国有・集団所有部門に含まれていない経済組織のことで、株式会社、有限会社、外資会社、合作会社等、登録した経済組織を指す。
- 3) 1958年国務院『工人(労働者)、職員における退職措置に関する暫定規定』のことをいう。
- 4) 1984年『規定』は国務院『都市部集団所有形態経済における若干政策問題に関する規定』のことをいう。1984年現在まで62.9%の集団企業は国有企業の年金制度を参考にして年金制度を導入した。ただし、給付水準は一般に国有企業より低い。
- 5) 1978年国務院『労働者における退職処理条例に関する暫定弁法』と「老(老人)、弱(虚弱者)病(病人)、残(障害者)幹部の配置に関する暫定弁法」のことをいう。
- 6) 一時的に年金会計の産業別プールもあったが、1998年より地域に移転した。
- 7) 1991年『決定』は国務院『企業職工養老保険制度改革に関する国務院の決定』、1995年『通知』は国務院『企業職工養老保険改革の深化に関する通知』、1997年『決定』は国務院『統合した企業職工基本養老保険制度の確立に関する国務院の決定』のことをいう。また現に新制度における賦課方式の年金基金と個人勘定年金の会計が混同しているため、実質上の賦課方式ともいえる。
- 8) 『中国社会保障年鑑2000』より、1997年に最低は海南省の21%、最高は新疆の31.21%。所有形態別に見ると国有企業は26.16%、集団企業31%、その他の企業25.36%。
- 9) 2000年国務院『城鎮社会保障体系の整備に関する試行方案』のことをいう。

出所: 『労働・社会保障政策法規編』(2000)、『労働・社会保障政策法規編』(2002)

II 先行研究と本稿の特徴

適用対象と給付水準に視点を絞って中国の公的年金制度を論じる先行文献は数少ないが、社会保障制度全体の仕組みや制度の変遷等を整理した既存研究の中に公的年金制度の適用対象と給付水準を言及した研究が多くあった。日本語文献には張(2001)、中国研究所(2001)、石原(2003)等があり、中国文献には陳他編(2001)、王他編(2001)、宋(2001)等がある。また鐘(1999、2002)は1995・97年改革で導入された年金制度の仕組みや導入の目的を紹介・検討している。

これらの先行研究は適用対象と給付水準については制度的な解説を行っているが、実態調査に裏付けられた数量的分析はなされていない。他方、集計データを用い、ある程度数量的な分析を行った先行研究はいくつかある。Whiteford(2001)は公表マクロ統計データを利用して、総人口に占める年金受給者の割合を推計したが、総人口に対する年金制度適用者の比率であるカバー率を推計していなかった。給付水準については、張(2002)は1985～1995年のマクロデータに基づき、現役労働者の平均賃金に対する世帯一人当たり賃金の比率が57%前後で推移していることをもって、改革案に設定された60%の所得代替率が老後の基本生活を保障するという面から言えば合理的であると主張している。胡(2002)は現行賃金統計制度の制限で一般に推計する所得代替率は過大評価された可能性がある」と指摘するとともに、労働・社会保障部の集計データによる分析をもって、表面上の数字ではなく地域別の経済・生活状況などによって所得代替率を評価する必要があると主張した。しかし詳しい実態分析は行われていない。

これらの先行研究と比べ、本稿の特徴は主に次の点にある。第1に、年金制度の解説や改革の流れの追跡という点ではなく、年金改革の初期条件を考察するところに重点を置いた。第2に、公的

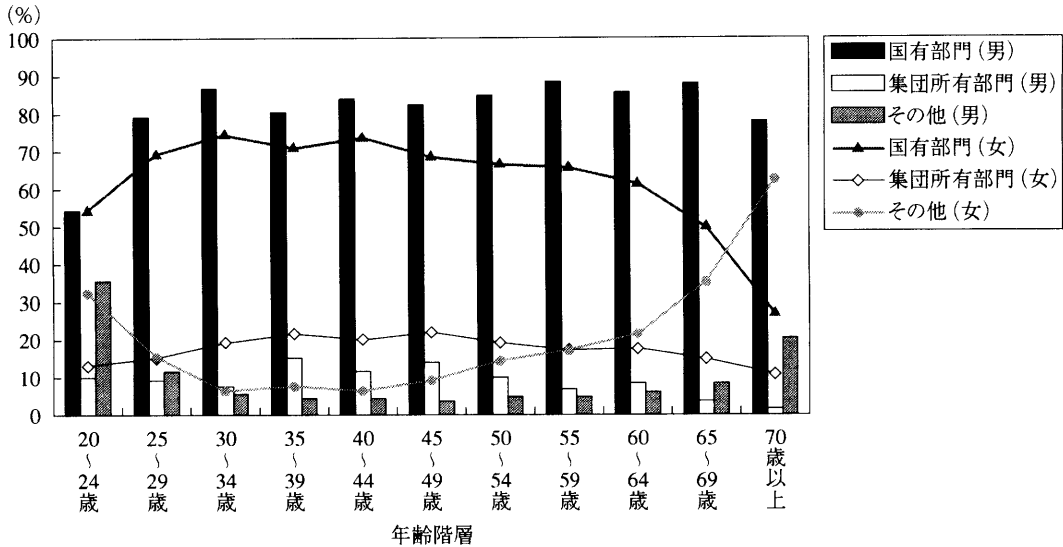
年金制度に関する二つの通念をめぐって改革当初のカバー率、所得代替率を男女別・地域別・職種別等、ミクロ的な視点から数量的に詳しく検証した。第3に、個票データの入手が難しいこともあり、年金制度に関する既存の研究はWhiteford(2001)も指摘したようにミクロデータに基づく研究が欠如している。本稿は1995調査の個票データを用いて先行研究を補完することを試みた。調査方法等についての詳しい説明は補論を参照されたい。

III 公的年金制度改革前の適用対象

改革前の年金制度の適用対象は国有部門と一部の集団所有部門の従業員であることが政策の規定によって一般に知られているが、従来の研究では適用対象者が都市部総人口の何%を占めることや年齢別男女別の分布がどう異なるか、また年金受給者の男女別部門別の構成等は十分には解明されていない。そこで、この節では、マクロデータと比較しながら、都市部人口構成と年金受給者構成の二つの視点から、1995年時点すなわち年金改革直前の適用対象の実態と特徴を調べ、制度のカバー率を推計する。その上就業構造・年金制度の扶養率と90年代における年金財政の関係を検討する。

1. 1995年都市部人口構成からみた公的年金制度の適用対象

『中国統計年鑑1996』によると、1995年時点で中国の総人口は12億人余りで、そのうち都市部人口は約3割の3.5億人である。また都市部従業員数は14908万人であり、そのうち国有部門は10955万人、集団所有部門は3076万人、それぞれ都市部従業員の73.48%と20.43%を占めている。1995年調査データを使用した結果は20歳以上人口16359人のうち、国有部門に就業する人(退職者を含む)は73.34%、集団所有部門に就業する人(退



注1：国有部門，集団所有部門の定義は表1の注2を参照。

2：各部門についての定義は以下の図にも適用する。

3：部門別人口には退職者が含まれている。

出所：1995年都市部家計調査より作成。以下，1995年に関する図表は同様。

図1 各年齢階層総人口に占める部門別人口割合（1995年）

職者を含む)は14.27%であり、集団所有部門の割合はやや少ない。マクロデータでは男女別、年齢階層別の詳しい構成を見ることができないので、1995年調査のデータを使用して1995年都市部人口の構成を詳しく調べた。図1には男女別年齢階層別部門別の人口構成が示されている。

図1で示しているように20歳以上男性は国有部門に就業する人口は、20代前半と70歳以上の年齢階層を除いて各年齢階層人口にしめる割合がすべて8割以上であり、全体平均も81%となっている。集団所有部門(全体平均10%)を加えるとこの割合は9割以上となる。20歳以上女性は、国有部門に就業する人の割合は平均して66%、一番多い30代前半でも75%以下である。一方集団所有部門に勤める人の割合は全体平均して18%であり、男性より高い。つまり、国有部門では男性のほうが多い、集団所有部門では女性のほうが多い。国有部門に勤める男性の割合は女性の1.24倍に

なる。いずれにしても国有部門と集団所有部門の合計数は調査対象人口の80%を超えている。こうして1995年時点に都市部20歳以上人口の8割以上は国有部門か集団所有部門に就職しているか就職していたことが分かる。また旧年金制度は国有部門と一部の集団所有部門に適用するという規定に照らして以上の調査結果をみれば1995年時点に少なくとも7割以上の都市部人口は年金制度にカバーされ、すなわちカバー率は都市部人口の70%以上であったことが分かる⁸⁾。ただし、適用対象は就業構造との関連が密接であり、国有部門と集団所有部門に集中していた。また男女間の分布が異なっていた。

2. 年金受給者の部門別構成からみた適用対象

以下、マクロデータとマイクロデータの両方を用いて年金受給者の構成を調べてみよう。図2は1995年調査を利用して年金受給者の構成を所有形態

別男女別年齢階層別にみたものである。図2から分かるように男女とも各年齢階層とも、国有部門と集団所有部門に属した人の合計は年金受給者の90%前後を占めており、男性に限ってみると50～79歳までの年齢階層の年金受給者は退職前に国有部門に属した人が80%以上である。

次に給付金額のほうから調べる。『中国労働統計年鑑2001』481頁のデータを用いて調べたところ、93年までは国有部門と集団所有部門への給付額は99%以上を占め、93年からその他の部門への給付は1%を超え、徐々に上昇したものの、なお10%以下の割合である。つまり1998年時点でも年金給付の90%以上は依然として国有部門と集団所有部門に集中している⁹⁾。また1995年時点に限ってみれば、1995年における部門別給付の割合は国有部門と集団所有部門がそれぞれ83.72%、13.97%である。マイクロデータを用いて同じような計算をすると、年金給付総額に占める国有部門と集団所有部門の割合はそれぞれ83.47%と10.54%である。マクロデータの結果とかなり接近したものの、集団所有部門の割合はやや低い。しかし、年金受給者数からみる部門別構成は国有部門には78%、集団所有部門には16%であり、

マクロデータの結果に比べ、国有部門の割合は低く、集団所有部門の割合は高くなった。これは国有部門の年金受給額は集団所有部門のそれより高いことによる結果だと考えられる。年金給付の部門間格差などの検証はIVの3節で行う。

以上のように年金給付額からみても、年齢階層別の年金受給者数からみても、改革前の年金制度の年金受給者は大きく国有部門に集中していた。また集団所有部門においては金額ベースでみた比重より、受給者数でみた比重のほうが大きい。ここから集団所有部門で働いている人は年金受給額が低い、企業改革と年金改革両方からのダメージを受けやすいことが推測できる。

3. 就業構造・年金制度の扶養率の変化と年金財政

本節の1と2項で確認されたように、1995年時点で20代以上の都市部人口の8割は国有部門や集団所有部門に就職しているか就職していた。また男女別の分布がかなり異なり、国有部門に属する割合は男性のほうが多く80%以上であり、女性の1.24倍となる。年金制度の規定により彼らのほとんどは改革前の公的年金制度のカバー対象と

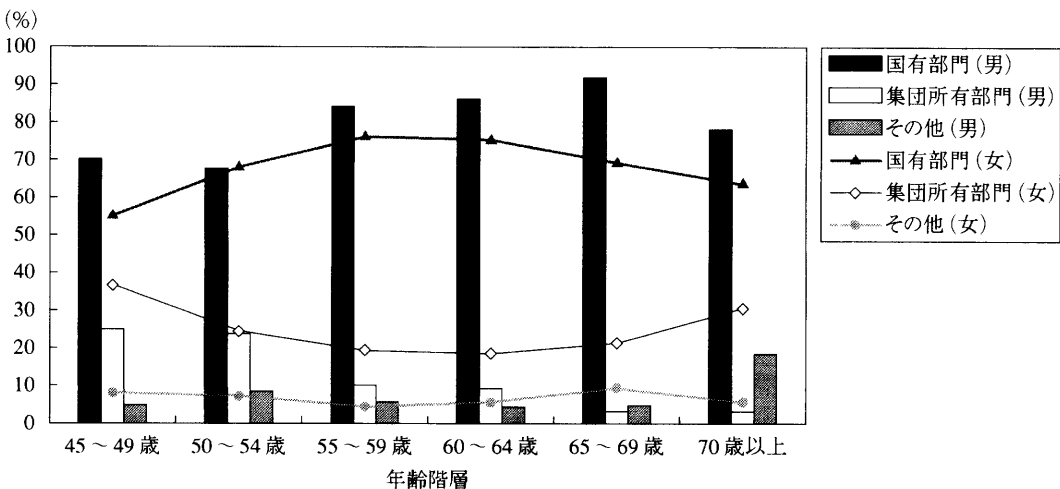


図2 各年齢階層年金受給者総数に占める部門別年金受給者 (1995年)

なっている。

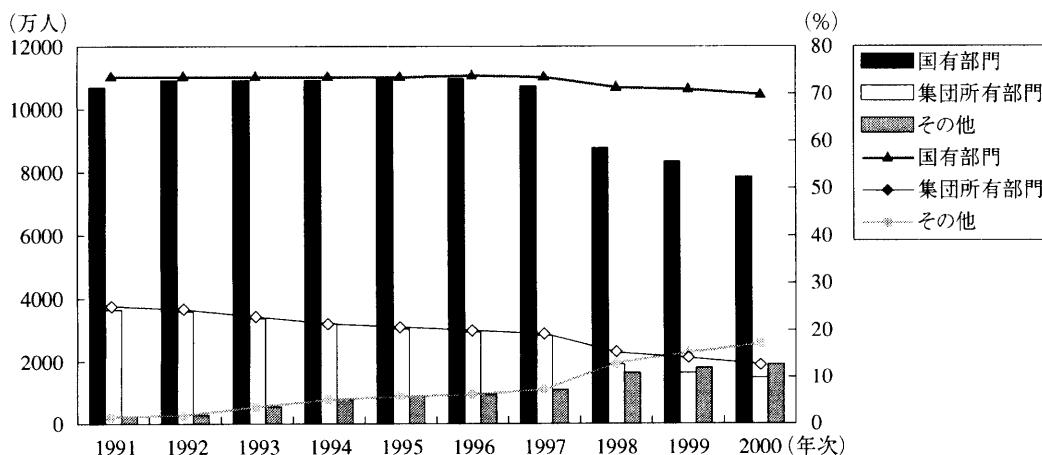
中国では公的年金の財源調達方式は1995年の年金改革までに賦課方式を採用していた。しかも、1970年代後半から企業部門と官公庁部門の二つの系統に分けて退職年齢や給付基準が別々の規定に適用するようになった。財源は、企業部門については各企業の年金支出に応じて営業外支出として企業ごとに経費費用から捻出するが、経済改革前に企業の損得は最終的に国家財政で調整するので実質上の地方・国家財政負担となっていた。官公庁については完全な国庫負担である。しかし、企業改革の進化につれ企業と国の関係は税方式に変えて企業の損得は企業自体の経営責任に委ねる形となった。年金支出も国家の財政と分かれて名実相伴う企業ごとの会計となった。また90年代に入ってから企業部門のみを対象とし、地域別の年金財政プール化が展開され、企業ごとの会計より年金財政状況がよくなるが、基本的に計画経済時代の年金財政と異なって、企業部門の年金会計は国の財政と分離して別会計となった。不足の分については地方や国家財政からある程度

の財政調整が行われているが、完全ではない。こうした背景の中で企業部門の扶養率の変化は年金財政に大きな影響を与えることになる。

上で確認されたように中国の公的年金制度の適用対象は就業構造に大いに依存する特徴がある。もし就業構造に大きな変化がなければ、年金制度の扶養率は元の人口構造の変化に従い変化するが、就業構造が変化し年金制度にカバーされていない従業員が増加する場合、元の人口構造を超えて年金制度の扶養率(現役労働者に対する年金受給者の比率)が高くなり、早いスピードで公的年金制度が成熟化して年金財政難に直面することもありうるだろう¹⁰⁾。

図3は90年代の所有形態別従業員構成の推移を示している。国有部門の従業員絶対数は1995年に10955万人のピークに達し、従業員全体に占める割合は1997年から低下してきた。また集団所有部門の従業員は90年代頭から一貫して低下して、1991年の3628万人から2000年の1447万まで、半分以下となった。極めて急激な変化であった。

この急激な変化にはいくつかの背景要因が考



注1: 棒グラフは左目盛り、折れ線は右目盛り。

2: 『中国統計年鑑』には就業人員と「職工」という2つの指標がある、「職工」には退職再就職者、個人・私営部門の就業者が含まれていない。この構成は「職工」を用いている

出所: 『中国統計年鑑』1996年版87頁, 2001年版107頁より作成。

図3 所有形態別従業員構成の推移

えられる。主なものとして第1に、90年代にはいつてから株式会社、有限会社、外資会社等の国有・集団所有部門以外の他の経済組織が成長したことにより、国有・集団所有部門以外の部門に就職する新規就職者が増えてきたこと、第2に、企業改革に伴いレイオフ者や早期退職者が大量発生し、国有・集団所有部門の現役労働者が減ってきたことなどが挙げられる。『中国労働統計年鑑』の1997年および1998年版によれば、都市部国有部門と集団所有部門のレイオフ者数は1996年末までそれぞれ5737359人、2870980人であり、1997年末までそれぞれ9293206人、4469590人であった。1999年以後の『中国労働統計年鑑』にはレイオフ者数が掲載されなくなったが、その代わりに不在職従業員数(Not-on-post staff and works)の統計データがあった。それを調べると1998年末までに国有部門の不在職者数は12344216人であり、当年度国有部門在職従業員の14%に達し、そのうち2331502人の早期退職者がいた。この数字は2000年になると13824007人となり、当年度国有部門在職従業員の17.5%に達した。第3に、1990年代に入ってから特に90年代後半から中国では、国有・集団企業の民営化の動きが本格化し始めた¹¹⁾。旧国有企業や集団企業は株式会社形態(有限会社や株式合作制を含む)に改組されることによって、国有・集団所有部門から分離されてきた。このような国有概念の変化に伴い、株式会社化された旧国有・集団企業は統計上その他の部門として統計されるようになった。

こうした就業構造の変化は年金制度の扶養率に大いに影響を与えた。表2は90年代における部門別公的年金制度の扶養率の推移を調べている。表2から分かるように国有企業の扶養率が1995～2000年の5年間で急激に上昇し10%ポイントも増えた。また扶養率に関しては、第1に官公庁などの部門を含む全体の扶養率より企業部門のみの扶養率のほうは高い、第2に企業部門全体より集団

表2 部門別公的年金の扶養率(年金受給者/現役者)
(%)

項目	全体の扶養率	企業部門の扶養率		
		国有企業	集団企業	
1992	17.54	21.63	20.48	28.76
1993	18.52	22.97	22.02	28.51
1994	18.52	24.48	23.79	29.71
1995	20.83	25.65	25.06	31.30
1996	21.74	26.93	24.94	32.08
1997	22.73	29.22	28.81	35.38
1998	25.00	32.18	32.26	38.34
1999	27.03	33.05	34.03	38.57
2000	28.57	33.00	35.33	40.41

出所：『中国労働統計年鑑2001』438頁および465頁より作成

企業のほうは扶養率が20～30%高いという二つの特徴がある。

ここから全国平均に比べ、企業部門、そして特に集団企業の年金負担が重く、年金財政が圧迫されている様子が浮上してくる。実際に『中国労働統計年鑑』2001年439頁から全国の公的年金基金の収支状況を確認してみれば、国有企業においては1998年と1999年は単年度赤字であり、集団企業においては1993年より単年度でずっと赤字、繰越でみても1995年より赤字に転落した。

このように1990年代に入ると、経済改革に伴い就業構造が大きく変化し、年金制度にカバーされていた国有部門特に集団所有部門の現役者が急速に減少し、年金制度の扶養率が短時間で上昇し年金財政を悪化させた¹²⁾。

IV 個人ベースからみた公的年金制度改革前の給付水準

1. 所得代替率からみた公的年金の給付水準

公的年金の給付水準をみるにはいくつかの指標が用いられる。後半部分、二つの視点から年金の給付水準の意味を考察する。一つは現役労働者

の賃金と比較した給付水準、いわゆる所得代替率という視点である。もう一つは消費支出に比較することによって老後生活における年金給付の重要性をみる視点である。この節では前者の視点に立ち公的年金改革前の給付水準を考察する。後者はV節で議論を展開する。

所得代替率とは簡単に言えば年金の賃金に対する比率のことである。具体的な計算方法としては、一つは引退世代の1人当たり年金支給額Bと現役世代の1人当たり賃金Wの比率(B/W)で計算する方法と、年金受給者が現役時代に受け取ってきた賃金総額に対する死亡するまで受け取る年金総額の比率を用いる方法の二通りがある。本稿は前者の所得代替率(B/W)を用いて年金の水準を考察する。

現役世代の賃金WはILO社会保障条約によれば、普通成年男性就労者の賃金を採用するが、胡(2002)が指摘したように中国ではいまだに公的な統計には年齢別男女別の平均賃金が存在しないため、所得代替率の計算は全体の平均賃金を用いて計算しており、過大評価になる可能性が高い。幸いに1995年調査データには現役者と退職者に関する個人情報に年齢、性別、賃金、年金、年取等と豊富に存在し、それを用いればより正確な計算が可能となる。

現役者と比べ年金受給者はどの程度所得保障されているかのイメージをつかむため、まず20歳以上の現役者の年間所得と賃金分布を出してみた¹³⁾。現役者平均年取において男性は7287元、女性は6029元である。現役者平均賃金において男性は6269元、女性は5217元である。また年間所得と賃金は、男女とも加齢によって増加していく傾向が見られた。ただし、ピークとなる時期が男女間で異なり、男性は55代後半に、女性は50代前半にピーク値に達した。これを踏まえて以下1995年調査データに基づき、ILO方式と比較できるように現役で働いている男性の賃金をベースにして所得代

替率を年齢階層別、地域別に、勤務先の部門・所有形態別に計算し、年金改革前の給付水準を数量的に明らかにする。

(1) ILO方式からみた1995年の所得代替率

比較のため、4種類の所得代替率を計算した。表3にはその結果をまとめている。代替率1は今現在中国では一般に用いられる計算方法と同じ、1995年全国都市部職工平均賃金に対する年金受給額の比率である¹⁴⁾。この計算法による結果は4種類の代替率の中で一番高い。代替率2は1995年調査の20歳以上現役者全体の平均賃金を分母にした所得代替率で、78.55%である。マクロデータを用いて計算した1995年の代替率の78.82%とほぼ同じである。そして、代替率3はILO方式の基準に照らして20歳以上男子平均賃金を計算の分母にした。これは72%であり代替率1より14%低い。つまり、一般に使われている中国年金の代替率をILO基準で見直すと、14%を下げてみたほうがよいだろう。もし40代前半の男子現役者と比べてみると、代替率はさらに低くなり、68.95%となる。それから、所得代替率の分布を調べると、代替率が50%以下の人は4分の1弱、代替率が100%以上となる人は4分の1強であった。

【中国統計年鑑】に原載されている1980～2000年までの一人当たり年金給付額を、その年の全国職工平均賃金で割って、時系列的に中国における所得代替率の推移を求めたところ、80年代から一貫して80%前後の高い水準で推移してきた。ただし、上の個表データで確認された結果からみれば、ILO方式で計算する場合はこの80%の代替率は少なくとも10%下方修正すべきであろう。

(2) 地域別所得代替率

図4は調査地域別年金所得代替率を整理したものである。代替率Nは各地域の年間平均年金受給額を調査対象全体男子現役者の年間賃金額で割つ

表3 1995年における年齢階層別公的年金の所得代替率

	代替率1(A)	代替率2(B)	代替率3(C)	代替率4(D)	A/C
45～49歳	56.26	53.61	49.36	47.06	
50～54歳	64.87	61.82	56.91	54.27	
55～59歳	76.95	73.33	67.51	64.38	
60～64歳	89.43	85.23	78.46	74.82	
65～69歳	95.20	90.72	83.52	79.64	
70歳以上	83.19	79.28	72.99	69.60	
1995年調査全体	82.42	78.55	72.31	68.95	1.14
1995年全国	78.82 (マクロデータによる)				

- 注1：代替率1 年間年金給付額/1995年全国職工平均年間賃金額(5500元)
 2：代替率2 年間年金給付額/1995年調査現役者平均年間賃金額(5771元)
 3：代替率3 年間年金給付額/1995年調査男性現役者平均年間賃金額(6269元)(ILO方式)
 4：代替率4 年間年金給付額/1995年調査40～44歳男性現役者平均年間賃金額(6574元)

た比率であり、代替率Rは該当地域男子現役者の年間賃金額で割った比率である。代替率Nは広東省を除けば60～80%の間に分布していて、つまり多数の退職者は現役者賃金の6割から8割の年金給付を受給している。一方、代替率Rの分布はばらつきがやや大きく、54～95%の間に分布している。遼寧省と四川省はどちらの代替率でも、60%台で、比較的低い水準にある。河南、広東、甘肅省は2種類の代替率が大いに異なっている。

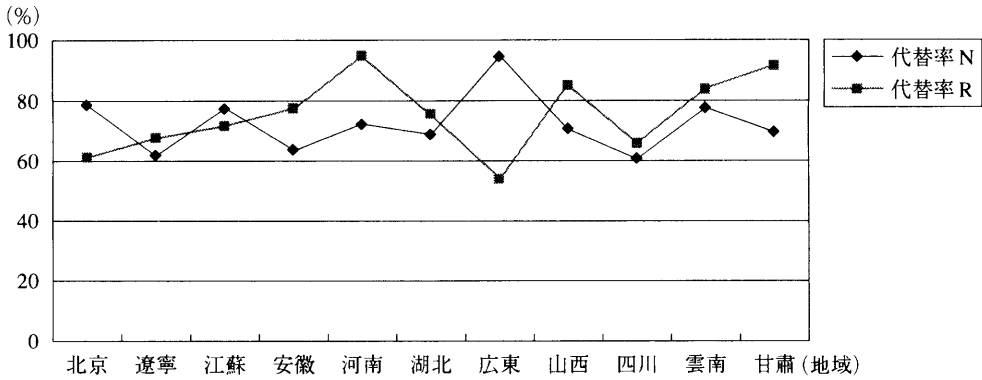
具体的に言えば広東省は年金絶対受給額が一番高く、5945元であり、全体の男子現役者賃金レベルに対する代替率Nも一番高く、95%となっているが、該当地域の現役者に対する所得代替率Rのほうは、54%で一番低い省と逆転した。一方河南省と甘肅省は72%と69%から、95%と92%になった。この現象の背後には次のようなことが起きているものと考えられる。広東省のような沿岸地域では若い世代は経済成長の成果を享受し賃金が上昇しているが、退職世代は年金給付が制度的に決められ、退職時とそれほど変わらない水準にとどまっている¹⁵⁾。甘肅省のような内陸地域では経済成長が遅れて若い世代の賃金が低い水準にとどまり、退職世代の年金給付が割高になった

のである。このように中国の経済状況に地域間の大きな格差が存在する以上、公的年金制度の所得代替率を政策的に調整する場合、地域格差は無視できない問題となる。

また、東部、中部、西部における地域別の年金受給額と所得代替率を見ると、年金額はそれぞれ4853元、4329元、4229元で、所得代替率はそれぞれ77%、69%、67%である¹⁶⁾。東部が一番高く、中部はその次、西部が一番低いと普通の経済状況分布と一致している。

(3) 勤務先部門別・所有形態別、男女別所得代替率

III節の3項で述べたように、1970年代後半から中国都市部の公的年金制度は企業部門と官公庁部門の二つの系統に分けて退職年齢や給付基準が別々の規定に適用されるようになった。また1995・97年の年金改革案は企業部門のみを対象としている。そこで、年金改革が都市部人口に与える影響を考察する際、改革前の企業部門と官公庁部門の年金給付水準の違いを明らかにすることが必要である¹⁷⁾。そしてIII節で確認されたように年金加入者は勤務先の所有形態に大いに依存し



代替率 N : 地域年間平均年金額 / 1995 年調査男性現役者平均年間賃金額 (6269 元)
 代替率 R : 地域年間平均年金額 / 1995 年調査該当地域男性現役者平均年間賃金額
 注: 年金受給者標本数 2933 人, 現役者標本数 11889 人である。

図 4 地域別年金の所得代替率 (1995 年)

表 4 グループ間 (2 標本) 母平均の差についての t 検定

	国有部門	官公庁	男性	国有部門/ 集団部門	官公庁/企業	男性/女性
年間賃金 t 値	5960 元 19.28	6363 元 13.4	6237 元 17.25	34 %	16 %	20 %
年間年金 t 値	4862 元 23.5	6119 元 19.16	5252 元 15.91	66 %	57 %	34 %

ているので、所有形態別の給付水準の実態を解明することも必要である。1995 年データを用いて企業・官公庁別、所有形態別、男女別の所得代替率を計算してみた。分母はすべて ILO 方式を採用して該当分類の男子現役者の賃金を用いる。結果は年金の所得代替率において企業部門は 63%、官公庁は 92%、国有部門は 77%、集団所有部門は 58%、男性は 84%、女性は 63%であった。各部門間の格差の程度を比率で測ってみれば、所得代替率は企業より官公庁のほうが 44%、集団所有部門より国有部門のほうが 33%、女性より男性のほうが 35%それぞれ高い。

以上の各種代替率の格差が統計的に有意に異なっているかどうかを検定するため、計算の基礎データとなる現役者の賃金と年金受給者の年金額について、グループ間母平均の差の t 検定を行っ

た。表 4 から分かるように、すべての平均値の差は 1%水準で有意に異なっている。つまり、集団所有部門に比べ、国有部門のほうが賃金は 34%、年金は 66%有意に高い。企業部門に比べ、官公庁部門のほうが賃金は 16%、年金は 57%有意に高い。女性に比べ、男性のほうが賃金は 20%、年金は 34%有意に高い。賃金による各種格差を固定した上で、年金制度によるこれらの格差をより厳密に推計する必要があるが、ここの数字から判断すると国有部門と集団所有部門、特に企業部門と官公庁部門の間に、賃金格差より年金格差のほうがはるかに大きい。これはやはり年金制度を通じて元の格差をさらに拡大したことを語っている。

2. 中高齢者の所得実態からみた給付水準

この節では、中・高齢者の所得実態を考察する

ことによって、老後所得保障の視点に立ち中国公的年金の給付水準を明らかにする。具体的には年金受給率、公的年金給付の年収に占める比率(以下年金・年収比率と称する)と、現役者年収に対する年金受給者年収の比率(以下年金受給者・現役者年収比率と称する)をみることにする。

中国では年金受給開始年齢は普通男性60歳以上、女性50歳以上であるが、一定の条件を満たす場合、女性は満45歳、男性は満50歳から受給できる¹⁸⁾。そのため、先進国ではよく使われている60歳以上の人のみならず、45歳以上も考察対象とした。

(1) 年金受給率

表5は45歳以上の標本構成を示している。公的年金の老後所得保障における役割を見極めるため、所得の収入源を念頭にして標本を三つのグループに分類した。グループ1はIV節の1項で定義した現役者のうち、45歳以上の人、つまり現役で働いて賃金をもらっている年金なし就労者、グループ2は年金を受給している年金受給者、そのうちグループ2aは退職して再就職収入のない非就労の年金受給者、グループ2bは退職して年金を受給しながら、再就職収入がある就労年金受給者、グループ3は上記各グループのいずれの収入もない年金なし賃金なしの者である¹⁹⁾。表5から分か

るようにグループ1とグループ2はそれぞれ全サンプルの半数に近いが、正規退職年齢(男性60歳以上、女性50歳以上)のサンプルに限ると、グループ2、すなわち年金を受給している人は8割になる。これは1995年時点で都市部中高齢者の年金受給率が80%となっていたことを意味している。

(2) 年金・年収比率

『中国労働統計年鑑』より1995年一人当たり年金受給額は4263元であった。95年調査データによる結果は4434元であった。さて、各個人の年間所得に対してこの年金額はどのくらいのウエイトになるだろうか。そこで、グループ2の年金給付額(年間)の年収に対する比率を調べてみた。結果は男女とも各年齢階層でも70%以上とかなり高かった²⁰⁾。この比率は男性平均で79.3%、女性平均で82.6%、正規退職年齢に達した人に限定すると、さらに男性は83%、女性は85%と高くなる。同じような比率は日本においてどうなるのだろうか²¹⁾。高山(1996)により『全国消費実態調査』(1989)を用いた推定値は55.6%であり、1996年の「国民生活基礎調査」に基づく駒村(2000)結果は59%となっている。公的年金改革前、中国の都市部中高齢引退者にとって公的年金給付は最大の収入源であり、老後の生活保障において重要な役割を担っていることがここから窺われる。

表5 45歳以上男女別サンプル数

(人)

	グループ1	グループ2		グループ3	
		グループ2a	グループ2b		
男性	2090	1370	1171	199	74
女性	1158	1561	1347	214	176
合計	3248	2931	2518	413	250
全体に占める割合	51%	46%	39%	6%	4%
正規退職年齢以上人割合	14%	80%	69%	11%	6%

注：グループ1 年金なし賃金あり就労者 グループ2a 非就労の年金受給者
 グループ2b 就労している年金受給者 グループ3 年金なし賃金なしの者
 正規退職年齢以上人割合＝各グループ正規退職年齢以上人/正規退職年齢以上人合計

(3) 年金受給者・現役者年収比率

現役労働者に比べ年金受給者の経済状況はどうなるかをみるため、現役者年収に対する年金受給者年収の比率を所得十分位で推計してみた。結果は表6に示している。全体として高齢者の年間可処分所得は若い世代の7割から9割くらい相当する。可処分所得階層別に見ると、所得階層が高くなるにつれ同じ所得階層の若い世代に比べ、可処分所得は高くなる傾向がある。低所得階層の高齢者は同じ所得階層の若い世代と比べても一番貧しい。高齢者は年金を受給している人に限定すると、高齢者最低位所得階層の比率は15ポイントも高くなるが、他の階層はほとんど変化がない。ここから高齢者の低所得階層は年金を受給していない人に集中していることが推測できる。比率3は所得階層別の年金・年収比率である。貧しい人ほど、年金への依存度が高くなることが表6から分かる。

V 世帯ベースからみた公的年金制度改革前の給付水準

この節では世帯ベースで家計における年金給付水準の意味を考察してみたい。特に老後生活保障の視点から年金受給額は消費支出額に占める割合を調べることによって、公的年金がどの程度老後の生活を支えているかを調べてみたい。

ここで中国の年金受給開始年齢を照らして男性60歳以上、女性50歳以上の人を高齢者と定義する。また、高齢者一人または二人で構成する世帯を高齢者世帯と定義する。さらに比較のため一人っ子政策によって将来の公的年金に大いに関連する核家族世帯の状況も調べてみる。子供一人と40歳以上60歳未満の男性一人、30歳以上50歳未満の女性一人の3人家族を核家族世帯と定義する。全調査世帯、核家族世帯、高齢者世帯標本数はそれぞれ6931世帯、1023世帯、593世帯である。

表6 所得十分位にみた年金受給者・現役者年収比率と年金・年収比率

(%)

可処分所得十分位		比率1	比率2	比率3
低所得階層	1	71.60	86.67	96.69
	2	83.98	84.08	93.81
	3	85.83	85.86	92.16
	4	86.16	86.01	91.58
	5	88.24	88.25	87.88
	6	90.74	90.64	85.90
	7	92.77	92.86	84.06
	8	93.22	92.87	80.84
	9	92.44	92.02	78.23
高所得階層	10	88.20	89.80	58.48

- 注1：比率1 高齢者第×所得十分位の平均可処分所得/現役者第×所得十分位の平均可処分所得
 2：比率2 年金あり高齢者第×所得十分位の平均可処分所得/現役者第×所得十分位の平均可処分所得
 3：比率3 年金あり高齢者第×所得十分位の平均年金額/その階層の平均可処分所得
 4：高齢者は、男性60歳以上、女性50歳以上の人。現役者は、賃金あり年金なし就労者。
 5：年金受給者・現役者年収比率は、年金受給者年収の現役者年収に対する比率。
 6：年金・年収比率は、年金給付額の年金受給者年収に対する比率。

1. 高齢者世帯の属性と年金・年収の状況

高齢者世帯の全体図を構築するため、まず年金と関連して高齢者世帯の諸属性を考察する。

上記高齢者の定義に従い、高齢者が一人でもいる世帯を調べてみると1479世帯あった。

高齢者世帯は593世帯があるので40%を占めていた。つまり1995年時点で高齢者の4割が子供と別居していることになる。1997年の「国民生活調査」に基づく駒村(2000)の結果は同じような比率が42%となっている²¹⁾。ほぼ同じである。一般に中国では子供と同居している高齢者が多いというイメージは、この結果から言えば修正すべきであろう。

表7は高齢者世帯における年金給付と年収の状況をまとめたものである。

ここで、高齢者世帯の中に世帯主が年金を受給していないサンプルが26世帯あり、年金受給率が95.62%であったことになる。年齢階層別にみると一番低い50代でも92.45%という高い受給率であった。

年間収入に占める年間年金受給額の比率は個人ベースで見ると80%前後であったが、世帯ベースでも果たして全体平均で76.7%と高い割合であった。ただし、年金・年収比率が50%以下である世帯も25%であった。

表7 高齢者世帯の年金と年収の状況

(%)

	年金 受給率	代替率1	代替率2	年金年収 比率
50～59歳	92.45	74.66	78.97	75.81
60～64歳	94.78	68.31	72.25	72.44
65～69歳	97.93	73.13	77.35	80.56
70歳以上	94.90	62.80	66.43	81.25
全体	95.62	69.56	73.57	76.70

注1：年齢は世帯主の年齢で区分した。

2：代替率1 高齢者世帯年間年金受給額/核家族世帯平均年間賃金額12154元

2：代替率2 高齢者世帯年間年金受給額/世帯主が年金なし就労者である世帯の平均年間賃金額11491元

表7では現役者世帯と比べて年金をどのくらい受給しているかを表す、年金における所得代替率も調べている。分母の賃金額は2種類の現役世帯を採用した。代替率1は核家族世帯の平均年間賃金、代替率2は世帯主が就職して年金を受給していない世帯の平均年間賃金を採用した。世帯ベースでみた所得代替率は全国平均で70%と74%となり、個人ベースのILO方式の結果に近い。また年齢階層別で見れば世帯主が70歳以上の高齢者世帯は所得代替率が一番低い。表には載せていないが、高齢者世帯のうち、四分の一世帯は代替率1が45%以下であるのに対し、四分の一世帯は代替率1が90%以上である。さらに代替率1が110%を超えた世帯も10%あった。ここから代替率が高いものの、ばらつきが大きいことが分かる。

2. 基本生活費を賄う視点からみた給付水準

90年代の年金改革は所得代替率の目標値を60%に設定しているが、この目標値が老後の生活保障に適切な値であるかどうかを評価するには、まず改革前の年金給付が高齢者の基本生活費をどれくらい賄えるのかを調べるのが有用になるだろう。そこでこの節では、高齢者の消費支出額に対する年金給付額の比率を考察する。また中国では都市部高齢者貧困問題対策として、日本の生活保護制度と類似する最低生活保障制度が1999年に導入された。ここで高齢者貧困問題を念頭に置いて日常消費額(食費、衣服、日用品、光熱費、交通通信費を含む)と食費支出額を考察の対象とした。

高齢者世帯の年間日常消費額は平均値8253元、中央値7755元、変動係数が42%の値であった。年間食費支出は平均値5806元、中央値5446元、変動係数が41%であった。一方では、年間年金受給額は平均値が8455元、中央値が7933元、変動係数が48%であった。この結果から言えば高齢者世帯の年間年金受給額は平均状態からみれば日常消費支出を全部賄えた後、やや余裕がある。

しかし、年金受給額のばらつきが一番大きいので、平均値と中央値だけ判断するのは問題を見逃す可能性がある。

そこでさらに詳しく調べてみた。日常消費額より年金額が少ない世帯は高齢者世帯全体に占める割合が50%であり、つまり高齢者世帯の中に半分の世帯が年金だけで日常生活の支出を賄えない。そのうち年金受給額と年間所得額が中央値より少ない世帯が高齢者世帯全体の23.63%、その上さらに賃金収入もない世帯は高齢者世帯全体の21.16%を占めている。また、年間食費支出を賄えるかどうかを調べると、就労所得がない、年間年金受給額も年間所得額も少ない世帯は10.76%であった。言い換えれば1995年時点で中国都市部高齢者世帯の中に食費支出さえ賄えない低年金低所得世帯が10%程度あった。

VI おわりに

最後に、今後の課題と関連しながら本稿における主な考察結果とその含意を述べておく。

- 1) 改革前の年金制度における適用対象は通念とおり国有部門と集団所有部門に集中していた。しかし、1995年家計調査データから言えば都市部20歳以上人口に限ると、7割以上が適用対象とされており、つまりカバー率は少なくとも70%以上であった。決して低いとは言えない。年金受給率(高齢者に占める年金受給者の割合)は個人ベースで80%、世帯ベースで95%であった。ただし、適用対象は大いに就業構造に依存し、国有部門と集団所有部門に集中していた。
- 2) 就業構造に大いに依存する1995・97年の年金改革前の制度は、高齢化による人口構造の変動の先に、就業構造の変化によって財政問題を引き起こす可能性がある。III節の3項で調べたように1990年代特に90年代半ばに入って

から国有企業と集団企業に就職する人が減少し、国有企業における年金制度の扶養率が1995～2000年の5年間で10%ポイントも増えた。こうした背景の中、90年代後半の年金財政が悪化した。その本質的な原因は人口の高齢化ではなく、経済改革によって就業構造が急速に変化したところにある。もちろん、趙(2001)に議論されたように年金制度でカバーされていなかった国有・集団所有部門以外の人々を年金制度に加入させることによって、年金財政負担を緩和する選択肢が残っているが、趙(2001)の年金制度のカバー率がそもそも高くないという認識に問題がある。実態は経済改革による就業構造の急激な変化がなければ、中国の年金制度も東欧の国々と同じように都市部人口の多数をカバーしていた。経済改革による就業構造の変化があったからこそ、高かった年金制度のカバー率が低下したのである。それにしても約束した年金支給債務が消えない。したがって非国有・集団所有部門の人を年金制度に加入させることによって年金の負担を軽減することは、実質上国有・集団所有部門とそれ以外の部門の所得再分配問題となる。つまり衰弱していく国有・集団所有部門と成長していくその他の部門の利害調整が行われてはじめて上記選択肢の実現が可能となる。先進国では年金制度をめぐる利害調整は主に世代間に生じるのに対し、中国では世代間の利害調整のほか、移行経済に伴う世代内の利害調整も避けて通らない重要な課題である。そこで、年金改革は世代間に与える影響、それに世代内の異なるグループに与える影響を明らかにすることは今後の重要な研究課題となる。

- 3) 改革前の所得代替率は公表統計に基づき計算すると、確かに全国平均で80%前後推移していた。しかし、それはILO基準で計算すると70%前後に下方修正すべきとなる。また、世帯

ベースで調べた結果は全国平均で70%であった。ちなみに、日本における厚生年金のモデル年金の所得代替率は68%である²³⁾。所得代替率については中国と日本はそれほど差がなかった。今までの「所得代替率が高すぎる」という中国における通念は、所得代替率を外国と比較できるような計算方法で推計すれば、成り立たない。

そして、改革前の所得代替率は高いと言いきれるものではない。所得代替率を計算する際、分母が全国平均値を採用するか地域平均値を採用するかによって結果はかなり異なってくる地域が少なくない。また勤務先の部門間・所有形態間と男女間の代替率も30%以上の格差が観察され、それらの差が1%水準で有意に異なっている。一方、世帯ベースで調べた所得代替率もばらつきが大きかった。

- 4) 中高齢者の年間所得に占める年金受給額の割合は個人ベースで調べると70～85%前後であった。同じ比率は世帯ベースでみれば全体平均値が76.7%であり、日本の59%(駒村2000)より18%ポイント高い。ただし、50%以下である世帯も四分の一があった。
- 5) 高齢者世帯全体平均の結果からみれば年金受給額は日常消費支出を全部賄えた後、やや余裕がある。しかし、詳しい分布を見ると年金だけで日常生活の支出を賄えない低年金低所得世帯は21.16%あり、さらに食費支出を賄えない低年金低所得世帯は10.76%あった。

以上のように1995年時点に高齢者における年金給付水準や所得水準の分布には大きなばらつきがあった。所得代替率を一律で60%まで引き下げるとは、問題を看過している。年金改革によって世代内と世代間の所得格差が縮小されるか、あるいは拡大されるかを検証して、所得階級別に異なる所得代替率が適用される政策の選択余地があるのかを検討する

ことは今後の課題となる。

- 6) 中国の公的年金に関する今までの議論では、ほとんど企業部門特に国有企業のみを対象とされていた。しかし、III節の3項とIV節の1.(3)項で調べた結果から言えば、集団企業における年金財政難は国有企業より深刻であることと、年金制度内部における各種の格差は年金改革案を考える上で無視してはいけない問題である。また90年代半ばから展開されてきた、給付水準の引き下げ案を組み込んだ年金改革は企業部門に限っているので、改革によって年金制度における企業部門と官公庁部門の格差をさらに拡大する恐れがある。そこで、年金制度による所得格差がさらに拡大しないように、官公庁部門における公的年金制度改革の推進が急務となるだろう。

以上のように、過去の年金債務を処理するための移行期における世代内の利害調整と、長期的に健全に運営できる年金制度を確立するための世代間の利害調整、そして年金における所得格差の是正は、中国の年金改革を推進するうえでの前提条件である。如何に経済成長への影響を考慮してこれらの利害調整を行い、公的年金制度改革を進めていくことは今後の重要な課題である。

本稿で用いた95年家計調査の個票データは、国家統計局の大標本を利用して信頼性が高いものの、調査対象が中国の東北、東、南、中、西部に及んだ11省しかなかった。今後、全国すべての省を含むデータを用いて分析を拡張する必要がある。また、年金制度における各種格差を見出したが、その背後にどのような要因が働いているかは解明されていない。これらは今後の研究課題であると断っておきたい。

謝辞：本稿は2003年6月に東京経済大学で開催された中国経済学会全国大会第2回での報告を加筆したものである。本稿の執筆に当たっては、レ

フェリーの方および一橋大学の寺西重郎先生・田近栄治先生・高山憲之先生・阿部修人先生、慶應義塾大学の麻生良文先生、国立社会保障・人口問題研究所の金子能宏部長、中国社会科学院人口研究所王新梅氏の方々から有益なコメントを頂きました。心より感謝を申し上げます。なお、本稿における見解は著者個人のものであり、ありうるべき誤りは著者の責任となります。また本稿で用いた1995年中国都市部家計調査データは、中国社会科学院経済研究所が実施したものです。同研究所の李実室長に記してお礼申し上げます。

補論

1995年中国都市部家計調査は中国の所得格差を分析するため、1988年の第1回調査を踏まえて1996年1月から3月まで、中国社会科学院経済研究所が実施したものである。調査対象は中国国家統計局城市社会経済調査総隊が実施する「中国城市住戸(都市部世帯)調査」(以下SSB調査と称する)の一部を利用している。1995調査は多段階無作為抽出法によってSSB調査の大標本から小標本が抽出され、調査員による訪問留置、訪問回収法によって行われた。具体的には1995年SSB調査の36370世帯の中から、その約五分の一の6931世帯を抽出し、21696人の個人に対し調査が実施された。調査内容は世帯構成、就労、所得、消費支出、ストック資産等に広範にわたる。特に個人情報に豊富であり、退職者において退職前の就労状況と退職後の再就職収入の両方を知ることができる。調査地域は北京、遼寧、山西、広東、江蘇、四川、甘肅等の11省市で、中国の東北、東、南、中部、西部地域に及んである。1995調査は国家統計局の大標本を利用しているため、一般の機関・団体が行われる調査より信頼性が高く地域のバイアスが少ない長所を持っている。また、SSB調査の公表データから得られない個人・家計に関する所得、消費、資産の詳しい情報も利用可能である

ため、いままで中国と世界の研究者によく利用されてきた。ただし、その多くは所得格差、貧困問題、労働力市場と所得分配などの分析である。これらの先行研究をまとめた論文集は趙・李(1999)である。本稿はこのデータを用いて年金と関連付けて分析を行う初めての試みである。

注

- 1) 中国の公的年金制度は、都市部人口を適用対象としており、総人口の約7割を占める農村部の人々に適用されていない。農村部の人々に対する老後の所得保障は、農村年金がごく一部で始まったばかりであり、いまだに家族扶養に依存している場合が多い。そこで、本稿の考察対象は都市部に限定する。またこの年金改革は1995年と1997年の国務院の通達によって発足された年金改革のことをいう。
- 2) 三つの柱は具体的に次のような内容である。一つ目の柱は老後の最低生活保障ないし再分配を目的とした賦課方式による年金制度である。二つ目の柱は世代間の公平性を考慮して少子・高齢化により保険料負担や租税負担が継続的に引き上げられないような積立方式(確定拠出・個人勘定・民間運営)に基づく年金制度である。三つ目の柱は任意の個人貯蓄である。
- 3) 制度の変遷についてのより詳しい説明は鐘(1999, 2002)を参照されたい。
- 4) 1995・97年の年金改革の経済効果については何(2000)を参照されたい。また社会保障改革の影響を経済的に分析したものに中兼他(2000)がある。
- 5) 国有部門、集団所有部門の定義は表1の注2を参照されたい。本稿のカバー率は都市部人口に占める年金制度適用者の割合をいう。
- 6) 劉(2001)によれば、1996年に公的年金の当年度財政が赤字に陥る地域が初めて現れた。当年度年金財政が赤字である地域は1998年前半に17ヶ省、年末に21ヶ省に上る。それと関連して年金支給延滞問題が生じ、1998年前半までに全国各地域が支給延滞している年金額は146億元に達した。
- 7) 家計調査の詳細については、補論を参照。95年データから7年が経ち、やや古く思われるが、この調査は年金改革前の生活実態を反映し、1995年時点の現役者と退職者に関する詳しい個人情報を提供している。筆者の調べたところ同じような情報を提供できるデータセットはほかにないものである。本稿の最大の目的は1995・97年年金改革前の保障対象と給付水準を検証することによって年金改革の初期条件を明らかにすることなので、本調査データは本稿の研

究テーマに最適なデータと言えよう。

- 8) 陳・呂・王 (2001) 第2編43～44頁によると1984年年末まで集団企業の62.9%は年金制度にカバーされている。
- 9) 所有形態別のデータは1998年までしか載せていない。
- 10) 中国2000年人口センサスによると2000年時点に、都市部65歳人口は都市部全人口の6.3%であり、15歳～64歳人口の8.3%である。
- 11) 企業の民営化については今井編 (2002) が参考になる。
- 12) 高い保険料率 (労使合計賃金の28%) で年金財政を支えようとする改革案は、企業が保険料負担に耐えず保険料の未納や賃金と従業員数を正直に申告しないような行動を招き、年金財政をさらに悪化させた。そのほかに鐘 (2000) で指摘された年金基金の流用や低い収益率も年金財政を悪化させる一因であった。
- 13) 現役者は働いて賃金をもらっている年金なし就労者である。また、本節の就労者はどこかの経済組織に勤めて報酬をもらっている人のみを指す。
- 14) 職工は退職再就職者、個人・私営部門の就業者が含まない就業者のことを指す。
- 15) 1995年データによれば、地域別男子現役者平均賃金は広東省が10954元、河南省が4791元、甘肅省が4741元である。『中国労働統計年鑑』による1995年全国職工平均賃金は5500元である。
- 16) ここでの地域区分は中国国家統計局の分類に従う。つまり、北京・遼寧・江蘇・広東を東部地域、山西・河南・湖北・安徽を中部地域、四川・雲南・甘肅を西部地域に計上した。ほかに広東を中部に、安徽省を東部に分類させる研究者もいる。
- 17) 政策的には、企業部門の給付は退職前の勤続年数によって退職時賃金の50%～75%、官公庁部門は一般に退職時賃金の60%～80%、一定資格を満たす者は退職時賃金の100%を受給できる。
- 18) 受給開始年齢に関する詳しい内容は、1978年国務院が公布した『労働者における退職処理条例に関する暫定弁法』、『老 (老人)、弱 (虚弱者) 病 (病人)、残 (障害者) 幹部の配置に関する暫定弁法』を参照。
- 19) 年取の計数が未記入となっている個人は本節の集計から除外した。なお、グループ2の標本数は2931人であり、『労働統計年鑑』によれば、1995年全国の年金受給者は3094万人であった。
- 20) そして、趙人偉・李実・C.Riskin (1999) 第2章の先行研究によれば、95年調査を用いて推計した一人当たり年取は、国家統計局が公表した一人当たり年取より33%高い。
- 21) 日本において普通、世帯主が60歳か65歳以上の高齢者夫婦世帯を対象とし、世帯ベースでこの比率を計算している。本稿の5節では日本の計算にもっと近

い世帯ベースの計算を行う。

- 22) ただし、駒村 (2000) では高齢者とは65歳以上の者をいう。
- 23) ただし、最近の改正により、下方修正した。

参考文献

- 石原享一 2003「中国の社会保障制度改革と社会統合—市場化と地方主義の狭間で—」『アジア経済』2003年5・6月号
- 今井健一編 2002『中国の公企業民営化—経済改革の最終課題—』アジア研究トピクリポート N0.47 アジア経済研究所
- 何立新 2000「中国における公的年金改革の経済効果—世代間の所得移転—」一橋大学大学院修士論文第3章
- 駒村康平・渋谷孝人・浦田房良 2000「年金と家計の経済分析」東洋経済新報社
- 鐘仁耀 1999「中国都市部の企業における公的高齢年金制度の発展と改革」『経済学雑誌』大阪市立大学 第100巻第3号
- 2000「中国の年金基金の支出・運用・管理の実態」『経済学雑誌』大阪市立大学 第101巻第1号
- 2002「中国都市部の公的年金保険制度改革に対する検証」『経済学雑誌』大阪市立大学 第103巻第3号
- 中兼和津次・沙銀華・朱炎・木崎翠・丸川知雄・金子能宏・何立新・今井健一・王紅領 2000「特集：中国の社会保障改革と企業行動」『海外社会保障研究』Autumn 2000, No.132.
- 高山憲之・有田富美子 1996『貯蓄と資産形成』岩波書店
- 中国研究所編 2001『中国が大丈夫か？ 社会保障制度のゆくえ』創土社
- 張紀濤 2001『現代中国社会保障論』創成社
- 王夢奎主編 2001『中国社会保障体制改革』中国發展出版社
- 胡曉義 2002「所得代替率に関する問題」『社会保障制度』2002.02 中国人民大学書報資料センター
- 国務院發展研究センター 2001「中国養老保障制度改革」王夢奎編『中国社会保障体制改革』第一部 中国發展出版社
- 国家統計局『中国統計年鑑』1996, 2001
- 国家統計局・労働社会保障部『中国労働統計年鑑』2001
- 宋曉悟 2001『中国社会保障制度改革』清華大学出版社
- 趙躍輝・徐建国 2001「わが国都市部養老保障体制改革におけるインセンティブ問題」『経済学季刊』北京大学 第1巻第1期, pp.193-206
- 張莉 2002「所得代替率に関する分析」『社会保障制度』2002.09 中国人民大学書報資料センター
- 趙人偉・李実・C.Riskin 1999『中国居民収入分配再研究』中国財政經濟出版社
- 陳佳貴・呂政・王延中編 2001『中国社会保障發展報告』

社会科学文献出版社
劉燕生 2001「養老保險」王東進編『中国社会保障制度の
改革と発展』法律出版社
労働・社会保障部 1998「統一企業基本養老保險問題解
答」中国労働出版社
「労働・社会保障政策法規」編『養老保險專集』2000年と
2002年版, 中国労働・社会保障出版社

Whiteford, P. 2001. "From Enterprise Protection to Social
Protection: Social Security Reform in China," DP,
OECD.
World Bank. 1994. Averting the Old Age Crisis. New York:
Oxford University Press.

(He Lixin 一橋大学経済学研究科博士後期課程)